名目国内総生産（季節調整系列）

（単位：10億円）

	国内総生産（支出側）	民間最終消費支出	家計最終消費支出	除く持ち家の帰属家賃	民間住宅	民間企業設備	民間在庫変動	政府最終消費支出	公的固定資本形成	公的在庫変動	財貨・サービス 純輸出	財貨・サービス 輸出	財貨・サービス 輸入	国民総所得	総固定資本形成	最終需要
2016/ 10- 12.	540,226.4	301,295.7	293,221.7	243,330.8	17,156.8	84,018.5	-1,094.4	106,195.2	26,798.8	-58.8	5,914.6	89,546.7	83,632.1	556,630.6	127,974.1	541,379.5
2017/ 1- 3.	540,569.8	301,946.3	293,852.5	243,932.9	17,426.1	84,541.6	-1,635.4	106,372.9	27,085.8	-16.3	4,848.8	94,917.8	90,069.0	558,095.2	129,053.4	542,221.5
4- 6.	544,905.4	304,468.6	296,347.0	246,407.5	17,699.9	85,804.8	-1,802.6	106,871.1	28,305.7	17.1	3,540.7	93,888.9	90,348.2	563,094.0	131,810.4	546,690.9
7- 9.	549,167.4	302,762.3	294,605.7	244,630.8	17,643.7	86,927.9	319.6	107,057.9	27,735.8	1.0	6,719.2	96,680.7	89,961.5	568,359.6	132,307.5	548,846.8

＊年率で表示している。
＊総固定資本形成＝民間住宅＋民間企業設備＋公的固定資本形成
＊1994年1-3月期～直近期の原系列に季節調整をかけている。

名目国内総生産（季節調整系列）　（前期比）

（単位：%）

	国内総生産（支出側）	民間最終消費支出	家計最終消費支出	除く持ち家の帰属家賃	民間住宅	民間企業設備	民間在庫変動	政府最終消費支出	公的固定資本形成	公的在庫変動	財貨・サービス 純輸出	財貨・サービス 輸出	財貨・サービス 輸入	国民総所得	総固定資本形成	最終需要
2016/ 10- 12.	0.5	0.6	0.5	0.7	0.9	1.6	(-0.1)	-0.2	-1.3	(-0.0)	(0.1)	5.5	5.4	0.4	0.9	0.6
2017/ 1- 3.	0.1	0.2	0.2	0.2	1.6	0.6	(-0.1)	0.2	1.1	(0.0)	(-0.2)	6.0	7.7	0.3	0.8	0.2
4- 6.	0.8	0.8	0.8	1.0	1.6	1.5	(-0.0)	0.5	4.5	(0.0)	(-0.2)	-1.1	0.3	0.9	2.1	0.8
7- 9.	0.8	-0.6	-0.6	-0.7	-0.3	1.3	(0.4)	0.2	-2.0	(-0.0)	(0.6)	3.0	-0.4	0.9	0.4	0.4

＊（　）内の数値は寄与度。
＊1994年1-3月期～直近期の原系列に季節調整をかけている。

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第６３号
宮城県白石市斎川字高森15番地
債務者　大津とし子
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第２７９号
兵庫県川西市見野２丁目18番17号　102
債務者　崎田　榮治
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１７８号
徳島県徳島市南佐古八番町３番５号　サニーハイム三杉201号室
債務者　三好　健司
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５９号
愛媛県宇和島市桝形町３丁目４番25号
債務者　山本　惠子
1　決定年月日時　平成29年12月８日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第２７９号
佐賀市水ヶ江１丁目９番８号
債務者　髙柳　　誠
1　決定年月日時　平成29年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４１２号
熊本県宇土市松山町1059番地１　サニープレイス102号室、前住所熊本市南区城南町塚原207番地５
債務者　橘　真弥加
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３４３号
大分県別府市若草町５番22号　協和第２ビル402号
債務者　綾部　和也
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１２３号
宮城県加美郡加美町字大門170番地１　ハイツＣ棟208号、従前の住所宮城県石巻市鹿又字新道下72番地
債務者　佐藤　　努
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係